

国民健康保険税が 変わりました

問い合わせ

【国税の計算・納付方法】 課税課保険税係 ☎9114
 【国税の納付】 税制収納課徴収係 ☎9111
 【口座振替】 税制収納課税制管理係 ☎9110
 【国保の資格取得・喪失の手続き】 保険課国保年金係 ☎9159

平成31年度の国民健康保険税を次のとおり計算し、7月中旬に世帯主へ納税通知書を送付します。

■ 賦課限度額の変更

【医療保険分】の賦課限度額を、58万円から61万円に変更しました。

※「後期高齢者支援金分(19万円)」と「介護保険分(16万円)」の賦課限度額は、平成30年度と同じです

■ 軽減制度の拡大

1年間の所得が基準額以下の世帯は、国民健康保険税の「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

このうち、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯を拡大しました。

■ 計算方法

国民健康保険税の税額は、世帯内の加入者に対し、それぞれの「所得割額」「資産割額」「均等割額」「平等割額」の4つの合計で世帯ごとに計算し、納税義務者である世帯主に課税されます。

また、年度の途中で加入者数などに異動があった場合は、月割での計算を行います(要申請)。

■ 納付方法

▶ 特別徴収

国民健康保険税を年金から天引きして納付する方法です。特別徴収の対象となる人は、国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年額18万円以上の年金を受給している人です。ただし、年度途中で75歳になる人や、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が特別徴収する年金額の2分の1を超える場合などは特別徴収を行いません。

なお、希望する人は口座振替での納付もできます(要申請)。

▶ 普通徴収

特別徴収の対象とならない人が、納付書や口座振替で納付する方法です。

国民健康保険税の納期

徴収方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
普通徴収 年8回納付				○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収 年6回天引き	○		○		○		○		○		○

※普通徴収の納期限は、各該当月の月末(12月のみ25日)。納期限が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌営業日

■ 後期高齢者医療制度に伴う減免措置の変更

健康保険組合など(国民健康保険、国保組合を除く)に加入していた人が、後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者だった65歳以上の人が国民健康保険に加入した場合、次のとおり減免措置があります(要申請)。

後期高齢者医療制度創設に伴う減免

種別	期間	対象	減免内容
所得割額 資産割額	当分の間	所得や所有資産の状況に関わらず全員	免除
均等割額 (※1)	資格を取得した日が属する月以降、2年を経過する月までの間	減額賦課非該当世帯に属する人	5割減免
		減額賦課2割軽減該当世帯に属する人	軽減前の額の3割減免
平等割額 (※2)	資格を取得した日が属する月以降、2年を経過する月までの間	減額賦課非該当世帯	5割減免
		減額賦課2割軽減該当世帯	軽減前の額の3割減免
		減額賦課非該当の特定継続世帯	特定継続世帯に該当することによる2.5割軽減と軽減前の額の2.5割
		減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯	特定継続世帯に該当することによる2.5割軽減と軽減前の額の1割

※1 減額賦課5割または7割軽減該当世帯に属する場合は、減免を行いません
 ※2 減額賦課5割または7割軽減該当世帯、および特定世帯(特定同一世帯所属者に属する被保険者が属する世帯)は、減免を行いません

詳しくは、納税通知書や通知に同封する「国保のしおり」や各種資料を確認してください。

後期高齢者医療制度の軽減措置が変わりました

問い合わせ 課税課 ☎9114

■ 保険料の計算方法

平成31年度の後期高齢者医療制度の保険料を次のとおり計算し、7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 45,500円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額(※)} \\ \text{所得割率8.76\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料} \\ \text{(限度額62万円)} \end{matrix}$$

※所得割額 = (総所得金額など - 基礎控除(33万円)) × 8.76%

■ 保険料の軽減

次の所得の世帯の人や、健康保険組合などの被扶養者だった人は、次の軽減措置があります。

均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中の所得金額に応じて、表のとおり均等割額が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額(年額)
33万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円の場合	【8割軽減】 9,100円 ※翌年度は7割軽減
	上記以外の場合	【8.5割軽減】 6,825円 ※翌年度は7.75割軽減
「33万円+28万円×被保険者数」以下		【5割軽減】 22,750円
「33万円+51万円×被保険者数」以下		【2割軽減】 36,400円

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除があります
 ※判定の際「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」は適用されません
 ※所得などの申告がない場合は軽減されません
 ※軽減判定は、賦課期日(毎年4月1日または資格取得日)時点で行われます

健康保険組合(健保組合)などの被扶養者であった人に対する軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など(国民健康保険および国民健康保険組合を除く)の被扶養者だった被保険者は、特例措置として所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過するまでの間に限り、均等割額が5割軽減され、年間保険料額は22,750円です。

ただし、均等割額の8割軽減または8.5割軽減にも該当する人は、年間保険料額が9,100円または6,825円です。

今月の手話

おはよう

「朝」の手話 → 「あいさつ」の手話

こんにちは

「昼」の手話 → 「あいさつ」の手話

みんなであいっしょに コミュニケーション! No.2

問い合わせ 障害福祉課 ☎9152

障がいのある人もない人も、笑顔でコミュニケーションをとることができ、手話などをもっと身近に感じていただくため、手話や障がいの特性を紹介していきます。

コミュニケーション支援ボード

コミュニケーション支援ボードは、聴覚に障がいがある人や会話が苦手な知的障がいのある人などと、周囲の人たちをつなぐコミュニケーション手段の一つです。

● 使い方のポイント
 ・言葉でのコミュニケーションが難しいときに、ボードの絵などを指でさしてもらいます。
 ・ゆっくりボードを見せて待ちましょう。
 ・指さしが困難な人には、こちらから指さしましょう。

わたしの伝えたいこと

 (公財) 明治安田こころの健康財団ホームページでダウンロードできます